

〈自由投稿論文〉

米軍政期韓国における プロテスタントと国家権力

白 恩正

State Power and Korean Church at the Time of
American Military Government of Korea

BAEK Eunjeong

要約

米軍政期の各界の韓国人リーダーは、戦前は朝鮮総督府の下位パートナー、戦後は米軍政の下位パートナーとなり、やがて戦後韓国の新しい政治権力へと成長した。この背景として米軍政が人材を登用する際、英語能力、親米派、反共産主義者である点は重視しながらも、戦前の親日経歴は問題視しなかった点を挙げられる。これは民族主義者、反米者、左派、中道派が排除されたことを意味する。もう一つの理由は、戦後の歴史清算の試みである「反民族行為処罰法」が失敗に終わったことである。その結果、プロテスタントは戦後の再建にあたって、戦前の神社参拝に同調・黙認していた人たちが教会のリーダーとなった。この過程において戦前の神社参拝に反対し投獄された人々は排除された。政治権力に順応的であったプロテスタントは、のちの李承晩政権の反共・単政（韓半島の単独政府）路線を支持し、朴正熙の軍部独裁政権の反共路線を支持することにもなった。これに呼応して米軍政と李承

晩政権は、プロテスタントに対して積極的な優遇政策を展開する。この国家権力とプロテスタントの関係は信者の拡大に大きく寄与した。

今日におけるプロテスタント教会とりわけ大型教会にみられる権力志向的な性格は戦後の歴史清算の失敗と深くかかわっていることを示した。

キーワード プロテスタント、プロテスタント教会、国家権力、歴史清算

はじめに

現代の韓国社会における主な宗教と言えば、キリスト教におけるプロテスタントとカトリック、仏教である。その中でもプロテスタントが近現代の韓国社会に与えた影響は大きい。キリスト教は一般的にプロテスタント、カトリック両方を含むが、本稿ではカトリックは研究対象とせず、プロテスタント諸派を中心に論じる。

ここで現代の韓国社会におけるプロテスタント教会に対する信頼度はどの程度であるのか、最新の世論調査を紹介しておこう。2017年1月20日と21日に韓国で行った世論調査⁽¹⁾の結果によると、プロテスタント教会を信頼するは20.2%、信頼しないは51.2であった。第一回目の世論調査である2008年の結果においても、「プロテスタント教会を信頼するは18.4%、信頼しないは48.3%」(プロテスタント倫理実践運動本部編 2017:14)で、10年前と横ばいの状態であることが見受けられる。また、宗教者別のプロテスタント教会に対する信頼度は、プロテスタントが59.9%、非プロテスタントが10.7%で、両者の間の認識の差は大きい。そして、政治的な性向別のプロテスタント教会に対する信頼度(単位:5点基準)においては、保守2.75、進歩2.51、中道2.44の結果であった。また、所得によるプロテスタント教会に対する信頼度(単位:5点基準)においては、上流層2.65、下流層2.64、中流層2.59の結果となった。

つまり、プロテスタント教会はプロテスタント・保守派・上流層からは信頼されている反面、非プロテスタント・中道派・中流層からは信頼度が低く、

やや冷やかな目で見られているのが見受けられる。

それにしても、プロテスタント教会に対する信頼度の低さには驚くものがある。なぜなら、プロテスタントは、受難に満ちた近代の韓国民族史において肯定的・改革的・自主的に働いた面も大きいからである。封建的・前近代的で血縁関係の身分制度による差別の大きい近代韓国社会においてプロテスタントは平等な人間観を教えた。また、日本統治下時代には三・一運動に代表される独立運動において積極的な役割を果たすなど、民族的自主性及び国権回復のために果たした役割は大きい。それに、挫折や屈折はあったとしても、戦前の神社参拝の要求に対して、宗教界において最も強く反対闘争を行ったのもプロテスタントであった。

プロテスタントは戦後において最も信徒を増やしたものの、近年の韓国社会の一般市民にとってはプロテスタント教会に対するマイナスイメージは増大するばかりで、憂慮の声も大きい。その要因の一つとして、プロテスタントの性格の変化をあげられよう。

本稿では、プロテスタントが国家権力に対してどのように向き合ってきたのかを、戦前と前後を比較することで、その性格の変化を考察する。とりわけ、戦前の神社参拝強要の始まる 1936 年以降と戦後の米軍政期及び李承晩政権の初期を中心に検討する。なぜなら、戦前の戦争末期にプロテスタントの大きな屈折があり、戦後の米軍政期にはその後のプロテスタントの性格を決定づける基本的な枠が作られたからである。この検討によって、プロテスタントにおける戦前の神社参拝をめぐる抵抗、順応の歴史が戦後はどのように受け止められ、その後の性格形成にどのように影響を与えたのかを考察していきたい。

1. 朝鮮総督府の神社参拝強要とプロテスタント

韓国併合後、プロテスタントに大きな打撃を与えた事件は、1911 年に起きた寺内総督の暗殺を企てたとして、愛国啓蒙運動の諸団体を弾圧しようとした 105 人事件である。この捏造事件の結果、約 600 人が逮捕、128 人が起訴、105 人が有罪宣告を受けた。起訴された 128 人の内 98 人がプロテスタント

のリーダーであったことから、教会に与えた打撃は大きかった。

また、1919年の三・一運動に多くの宗教者が参加したことから、総督府は警戒を強める。以下は、三・一運動に参加したプロテスタントの状況である。

表1 三・一運動当時入監者と被検者の宗教別の状況

		プロテスタント				合計	他の宗教を含めた合計
		長老教	監理教	組合教会	その他		
男	被検者	2254	518	7	286	3065	19054
	入監者	1322	401	7	81	1811	8845
女	被検者	232	42	-	34	308	471
	入監者	119	37	-	16	172	214
合計	被検者	2486	560	7	320	3373	19525
	入監者	1441	438	7	97	1983	9059
比率	被検者	17.30%					100%
	入監者	21.90%					100%

出典) 韓キム 2001: 38。

三・一運動に先だって作成された二・八独立宣言文に署名した中心的なリーダー 33人中 16人がプロテスタントであった。また、三・一運動により投獄された約 9059人の内 21.9%に当たる 1983人がプロテスタントであり、次に多い順は「天道教 15.1%、仏教 1.2%、儒教 0.6%、カトリック 0.5%」⁽²⁾ (韓キム 2001: 38) であった。これは当時の愛国啓蒙運動及び国権回復運動に各宗教界、とりわけプロテスタントが深く関わっていることを物語っている。

宗教界が三・一運動に深く関わっているのもあり、総督府はその直後である 1920年7月に内閣告示第 12号「朝鮮神社設立に関する告示」を出す。この時期にはまだ穏健な対応であったが、神社参拝への強要が強硬な態度に変わったのは、南次郎総督が赴任した 1936年からである。「一道に一神社の方針」を定め、教会を統制していくことになる。

神社参拝の強要に対して、カトリックは 1936年5月25日にローマ教皇庁より出された神社参拝は国家儀式で忠誠と愛国心の表明であるため参拝しても構わないとの見解に従った。監理教会はプロテスタント朝鮮監理会の総理師である梁柱三が、1936年4月10日に監理会報に「神社問題に対する通牒」

を掲載し、「神社参拝は国民の当然奉行すべき国家儀式であり、宗教ではない」（基督教朝鮮監理会総理院『監理会報』1936年4月10日）との総督府の立場を受け入れると表明した。一方、長老教会は神社参拝反対という強硬な態度を堅持していた。

総督府は1938年2月に「基督教に対する指導対策」^③（朝鮮総督府警務局1938：390-391）を出し、神社参拝に抵抗する人は逮捕する措置をとった。当局の監視と弾圧が露骨になる^④なかで、神社参拝を決議するところが相次ぐ。同年、2月9日全国で最も信徒の多い平北長老教会（「平北老会第53回撮用」『基督教報』1938年5月10日）、3月25日平壤老会（「平北老会第34回撮用」『基督教報』1938年4月19日）、4月28日には順天教会（「順天老会第22回撮用」『基督教報』1938年6月7日）、全南の80余りの教会、群山、羅州、原州、清州などの転向に加えて、6月8日の全北長老会の神社参拝決議（「全北老会神社参拝決議」『毎日新報』1938年6月9日）が相次ぎ、9月9日の第27回長老教会の総会が開かれる時点においては神社参拝を拒否する老会は見当たらなかった（朝鮮総督府警務局1938：392）。

9月9日と10日に平壤西門外教会で開かれた第27回長老教会の総会において、「神社参拝決議及び声明書発布」を提案し、教会23の中17の賛成により可決され、総会終了後に長老会長23人は神社を参拝した。9月10日朝鮮イエス教長老会の総会長である洪澤麒は、「我等は神社は宗教ではなく、基督教の教理に違反しない本意を理解し、神社参拝が愛国的な国家儀式であることを自覚し、之に神社参拝を率先励行し追って国民精神総動員に参加し非常時局下において銃後皇国民として赤誠を果たすことを期す」（朝鮮イエス教長老会総会編1938：9）と記し、これに署名した。

その後のプロテスタント教団は総督府の戦争遂行に積極的に協力することになるが、表2はその実態の件数をまとめたものである。

また、1939年9月8日28回総会において結成された「国民精神総動員朝鮮イエス教長老会連盟」は総督府の要望を受け「朝鮮長老教徒愛国旗献納期成会」を結成し、陸海軍に150,317ウオン50銭を献納、陸軍に皇軍患者用自動車2台用として23,221ウオン28銭を献納（朝鮮イエス教長老会総会編

表2 時局対応の諸実施に関する件の報告書 (1937-1939)

年度	1937年	1938年	1939年	総計
戦勝祝賀会の数	86	161	357	604
武運長久祈祷会の数	2042	3118	3793	8953
国防献金	4545.39	5093.99	6163.86	15803.24
恤兵金	521	648.11	557.35	1726.46
その他献金 (鑓器)	45 件	180 件	83 件	308 件
講演の数	294	456	605	1355
慰問の数	14	58	109	181
慰問隊の数	209	594	777	1580
26 老会地盟結成 731 個 愛国班員数 5764 人 (1940 年 8 月末現在)				

出典) 朝鮮イエス教長老会総会編 1940 : 88-89 と韓国教会史文献研究院『長老会報』1940 年 3 月 13 日。

1942 : 50)、扶餘神宮の御照影のための勤勞奉仕隊参加 (朝鮮イエス教長老会総会編 1941 : 42)、教会の鐘の献鐘を 42 年 10 月 15 日に 1540 個、金額としては 119,832 ウオンを献納した (朝鮮イエス教長老会総会編 1942 : 50)。

このような「プロテスタントの変質・改変・附日協力は総督府の外圧によるものではあるが、プロテスタント内部の協力者がなければ成しえなかったものでもある。その協力者たちは自他共に公認するプロテスタントの指導者たちであった」(金ステ 2006 : 59)。

この時期は教会の上層部が親日的な人物に全面交代され、日本の帝国主義拡張政策に積極的に協力したことから、プロテスタントにおける「総体的な御用化の時期」であったと言える。かつてのプロテスタント指導者や独立運動家たちは余儀なく転向を強要された。この時期を経るうちに、キリストの精神とかけ離れて自己保身や既得権の維持という政治的論理のみが横行するようになった。その結果、戦後 50 年以上も経った 2009 年 11 月 8 日に戦前の歴史清算の一環として戦後初めて発刊された『親日人名辞書』⁶⁾には総 4389 人が収録され、その中には 60 人のプロテスタントも含まれることになる。一方、最後まで神社参拝の拒否を表明し、廃止された教会は 2 百数か所、投獄が 2 千人余り⁶⁾、獄死が 50 数名にいたる (金良善 1956 : 43)。

このようにプロテスタントは抵抗と屈折という光と影の歴史を残すことに

なるが、果して戦後はこの歴史をどのように受け止め継承したであろうか。その行方が戦後のプロテスタントの性格を決定づける重要な要素の一つになっていくのである。

2. 戦後におけるプロテスタント教会の再建と歴史清算

戦後の新しい韓国社会を建設するに当たって日本の植民地時代の歴史清算はなされなかった。これはプロテスタントにおいても同様で、「李承晩によって反民族行為特別調査委員会が無力化されたことは、教会の生存と位相において思っている以上の影響を与えた」（姜仁哲 2009a：115）と思われる。

宗教界において最も大きな問題は神社参拝と戦争協力の問題であった。それに積極的に同調、加担した宗教界のリーダー達は戦後において何の処罰を受けることも反省もなかった。その大きな原因の一つは、戦後の韓国社会の性格を決定づける重要な出来事である「反民族行為処罰法」（以下、反民法）の失敗にあると思われる。よって、戦後の教会の再建に触れる前に、「反民法」について触れておく。これは教会の再建の際に神社参拝の反対派、順応派の動きとも関連するからである。

1) 「反民族行為処罰法」の成立と失敗

戦後の韓国には大きく三つの勢力が存在した。金九の大韓民国臨時政府組織を中心とする韓国独立党、呂運亨の建国準備委員会⁷⁾、李承晩の「親日派」⁸⁾をバックグラウンドにする韓国民主党であった。

金九の1941年に発表した「建国綱領」には「敵に附和するもの、独立運動を妨害するものと建国綱領に反対するものと精神の欠陥のあるものと犯罪判決を下されたものには選挙と被選挙権を与えない」（三均学会 1979：151-152）とある。これは後の1945年8月28日韓国独立党の「党策」（行動綱領）26条「買国賊と独立運動を妨害した者を懲治し、その財産は没収して国営事業に当て、土地は国有にする」（李ガンズ 2004：180）との条項と同年9月3日に発表した「臨時政府の当面政策」14条「独立運動を妨害した者と買国賊に対しては公開し厳重に処理すること」（国史編纂委員会編

1970:47-48)の内容に引き継がれた。戦後の建国の原則として「先親日派清算論」を主張したのである(李ガンズ 2004:181)。

呂運亨の建国準備委員会は、戦前の国内秘密組織である「建国同盟」を継承しており、「臨時政府」とも連携をとっていた。1945年8月28日に「親日派及び日本人財産を没収し公共施設・鉱山・大産業施設・工場などを国有化すること」(建国準備委員会編 1964:118)を発表した。このように両グループは戦後の新しい韓国の建設に当たって親日派を清算すべきであるとの認識を共有していた。

これに比べて李承晩はむしろ親日派を支持基盤としていた。米軍政は、「統一民族国家」建設を当面の課題とする金九や左派系列である呂運亨を排除し、親日派を支持基盤とする親米派の李承晩を支持した。その理由は、韓国に民主主義国家を成立させることで、ソ連の南下を阻止するのを当面の課題としていたからである。このような米軍政にとっては、戦前の親日行為は何ら問題視されることなく、重要なのは親米なのか反共なのか、この2点にあった。つまり、左派勢力の呂運亨と民族主義性格の強い金九勢力より、親日派を支持基盤とする親米派の李承晩が米軍政によって選ばれたのである。

1948年5月10日の選挙によって南のみの単独政府が成立し、李承晩は大統領に選ばれた。戦後の韓国の新出発にあたって、米軍政期に見送られていた⁹⁾「反民法」が同年9月22日に公布されるようになった。憲法第101条「1945年8月15日以前の悪質な反民族行為を処罰する特別法を制定できる」に基づいた措置であった。

核心条項である「反民法」第5条には「日帝下において高等官3等級以上、勲5等級以上の官公吏又は憲兵、憲兵補、高等警察の職にいた者は本法の公訴時効が終わるまでは公務員になれない」としているが、この法が実質的な効果をもたらすよう積極的に働きかけたのは臨時政府系列や韓国独立党出身の議員たちであった(李ガンズ 2004:187)。

10月23日に「反民族行為特別調査委員会」(以下、反民特委)の発足によって、特別調査委員10人(委員長は金尚徳)、特別検察部9人(議員3人)、特別裁判部16人(議員5人)、中央調査部調査官・事務官30人、地方9道調査部7人、委員長・調査官・事務官10-20人で構成された(李ガン

ス 2004 : 188 と呉翊煥 2004 : 212-217)。

この動きは民族陣営や社会団体、学生団体、言論など、大多数の広範囲の大衆に支持された。当時の新聞には「遅い感がある。解放からすでに3年が経っている…文面上の処断に終わらないことを望む」(「論説」『京郷新聞』1948年8月7日)、「私利私欲のために民族を売る反逆者を再び出さないための教訓の意義は大きい」(「社説」『ソウル新聞』1949年2月2日)などの論調が目立つ。

同委員会の調査は、親日派を支持基盤とする李承晩政権にとっては脅威ではなかった。李承晩は1949年2月2日「反民法の実施に際して」の談話を発表し、「犯罪を暴き出し人を拘束するのは治安の確保上望ましいことではない」(呉翊煥 2004 : 143)と述べる。これに対して「反民特委」は「反民法の運営に対して疑惑を持たせるような談話には遺憾の意を禁じ得ない」(呉翊煥 2004 : 144)と反論する。そうすると、4月15日に李承晩は再び談話を発表して、「(反民特委が)警察を同伴して人々を拘禁拷問するとのうわさに対して…政府としては容認できるものではない…特別警察隊を廃止し混乱状態を收拾せよ」(呉翊煥 2004 : 145)と言及しつつ、「反民法」改正の必要性を主張した。

李承晩側はこのような強硬な姿勢を強めていき、同年6月よりいわゆる「6月総攻勢」を開始する。4月に始まった「国会フラクション事件」(8月まで追加拘束続く)、6月6日「反民特委の襲撃事件」、6月29日「金九暗殺」の結果、7月7日「反民特委」の全員が辞任に追い込まれ(「金尚徳特委委員長辞任発表文」『朝鮮中央日報』1949年7月8日)、8月31日事務を終了する。1950年から始まった朝鮮戦争の混乱期において李承晩の反対勢力とみなされた、「反民特委」の要人たちと「反民特委」の活動に積極的に賛同した団体を攻撃のターゲットにしただけでなく、「韓国独立党、社会党、社会民主党、朝鮮共和党、民族革命党、勤労人民党などは左翼団体と見なされ」(李ガンズ 2004 : 187)、攻撃された。これらの作業に関わった関係者の大多数は反民法の対象になる親日経歴をもつ財界人、軍、警察、利害関係者たちであった。すなわち、新しい韓国の建設に当たって、国民からの圧倒的な支持を受けて出発した「反民法」による戦後最初の歴史清算の機会、このよ

うに李承晩を中心とする親日派勢力の勝利で幕を閉じることになったのである。

床建鎬は李承晩政権を次のように評価する。「アメリカから帰国した李承晩は最も有利な条件下にあった。もしも彼がそのようにする意思があったならば、民衆の中から真の民族主体勢力を形成し、民族自主国家を立てることが出来たはずである。なぜなら、当時の政治条件は左派に不利で右派に有利であった。右派が左派と戦うために親日派の力を借りなければならないという論理は成立しない。つまり、李承晩が自分の政治基盤として親日派を味方にする理由はなかったのである。李承晩が親日勢力を自分の政治基盤にしたのは、彼の政治的体質がそれを要求したものであり、左派に対抗する力がなかったためとは言えないのである」(床建鎬 2004 : 32)。

「反民法」によって 682 件が調査され、被疑者になった人は 657 人であった。しかし、裁判を受けて宣告された人は 10 人、その内 5 人は執行猶予で実際処罰を受けたのは 7 人である。しかし、これもまた再審で減刑されたり、執行停止されたりで、結局 1 年足らずで失敗に終わってしまった(呉翊煥 2004 : 172-173)。1949 年「反民特委」の解体は親日勢力を各界において残存させる決定的なきっかけを作り、過去の清算を阻止・妨害する役割をするようになった。植民地時代の官僚、軍、警察は戦後もそのまま要職に再登用されることで人的な土台を形成することができて、その直・間接的な継承者たちが、政治・経済・文化などの広範囲にわたる各分野の要職を占めるようになったのである(李庸昌 2005 : 300)。

これはプロテスタントにおいても同様のことが言える。「反民法」によって被疑者になった宗教別の構成をみると、「プロテスタント 38 人、仏教 5 人、天道教 3 人、儒教 2 人、神道 2 人、その他 2 人」(李ガンズ 2003 : 340-421 と許ゾン 2003 : 380-431)であった。プロテスタントは戦前神社参拝をめぐる強力に抵抗もしたが、他の宗教界に比べて多くの戦争協力の歴史も残している。戦前の戦争末期に御用化された教会の指導部の殆どは戦後も実権を握ったまま、教会の再建のリーダーとして復活するのである。この点こそが教会の権力志向及び政教癒着の火種をすでに含んでいたとも言えよう。

2) 歴史清算の失敗とプロテスタント教会の分裂

神社参拝反対を理由に投獄されていたプロテスタントは、戦後になって獄死した人⁽⁴⁾を除いて40数名が出獄した。この出獄信徒たちはかつて神社参拝によって信仰の良心までも捨てた教会を本来の姿に取り戻そうと、直ちに教会の復旧及び再建にあたった。この再建運動は、教会の中から復旧しようとする動きと既存の教会とは別の独自の教会を再建しようとする二つの動きとしてあらわれた。

再建運動はプロテスタントの多かった北朝鮮の方で最初に起きた。獄死した朱基徹牧師のいた平壤のサンジョンヒョン教会は45年9月20日に20数名の出獄信徒を中心に「教会再建基本5原則」を発表する。歴史清算関連項目として「1. 教会の指導者（牧師及び長老）は神社参拝したため、勸懲し痛悔浄化したのちに教役に出ること。2. 勸懲は自責又は自粛の方法を取るが、牧師は最小限2ヶ月間の休職を通して痛悔自服すること」（金良善 1956：45）を定めた。

これに対して平北老会は受け入れるものの、かつて長老会の総会長として神社参拝を決議した洪澤麒は「獄中で苦勞した人も、教会を守るために苦勞した人も、その苦勞は同じであり、教会を捨て海外へ避難生活を送った人或是引退生活を送った人の苦勞よりは教会を背負って日帝の強制に仕方なく屈した人の苦勞の方がより高く評価されるべきである」（金良善 1956：46）。そして、「神社参拝に対する悔悟と責罪はキリストとの直接関係においてのみ解決される性質のものである」（崔トクソン 2006：366）と抗弁した。「5道連合老会」の教会指導者たちの再建に当たる態度に失望した李基宣牧師は平北、黄海道地方の30数教会を集め、1949年に既成教会とは異なる独自の「独老会」（革新復旧派とも言う）を結成した。「革新期間6カ月をおき、この期間牧師は謹慎しその後の投票によって復歸させる」（金南植 2003：355）という方針を立てて、各地で新しい教会再建運動を起こした。また、最初から新しい教会を開いた金隣熙を中心とするグループは、45年8月から朝鮮戦争が起る前まで67-87個（李ホウ/金デヨン 2010：253）の教会を再建したという。殆どの人は朝鮮戦争を期に南下することになる。

韓国の場合は、慶南地方で再建運動が活発に起きた。1945年11月3日第

47 回慶南老会は出獄信徒の朱南善を会長に立てたものの、1946 年末の第 48 回総会においてはかつて親日派であった金吉昌⁽¹¹⁾が会長に選ばれる（沈グンシク 1993：154）。また、韓国の長老教会は 1946 年 6 月 12 日にソウルで 4 日間「大韓イエス教長老会南部総会」を開催した。この際の重要な案件として「第 27 回総会の際の誤った神社参拝決議は取り消しをする」（金良善 1956：52）という内容が決定された。神社参拝という「過去の決定に対して取り消しをすることでその責任から逃れられるものではない。過去を教訓にし、自ら懺悔し公的な謝罪及び懲戒を受けることで教会の改革と再建に望むべき」⁽¹²⁾（金南植 2003：350）である。しかし、プロテスタントの既得勢力はそれをしなかった。

このように心からの反省のない教団の動きに対して韓尚東は異議をとнаえ、出獄信徒を中心に 1946 年 9 月高麗神学校を開校する。開校認可をめぐる既存の長老会との衝突をきっかけに韓尚東や高麗神学校は既成教会と決別宣言をし、1952 年 9 月 11 日第 1 回総老会を開き、高麗派長老教会（以下、高神派）を出発させた（李ホウ / 金デヨン 2010：248-249）。

出獄信徒は過去の過ちに対する公開的な反省・悔悟を通して新しい出発を図ろうとするものの、戦争末期から教団の実権を握っていた既得勢力である神社参拝同調者及び黙認者たちは、むしろ出獄信徒たちを分離主義者、極端主義者であると排斥した。それによって、組織を統合するのに失敗しただけでなく、勢力の面において劣勢である出獄信徒中心の再建派、高神派を教会の周辺に立たせることで、教団分裂という結果をもたらし、葛藤を拡大、膠着させた（姜仁哲 2006b：76-77）。

このように信仰的な純粋性を求めるよりは、自己保身や既得権の維持に走る既存のプロテスタントのリーダーたちは、戦前の戦争末期には親日に、戦後の米軍政期には徹底的な親米に衣替えをした。

3. プロテスタントと国家権力との関係

親米化されたプロテスタントは、米軍政の掲げる反共政策⁽¹³⁾にも積極的に協力しながら政権の庇護の下、量的な拡大を図った。

表3は時期別のプロテスタントの量的変化を表したものである。

プロテスタントの減少時期は①1940-45年、②1955-62年で、増加時期は1945-55年である。①の減少原因は神社参拝の強要にあり、②の減少原因は李承晩政権の非民主的な国政運営にあると思われる。増加時期は戦後の米軍政期、李承晩政権の初期に当たる。この時期の増加要因はプロテスタントへの優遇政策に起因するところが多い。

表3 プロテスタント信徒数の変遷⁽¹⁴⁾

年度	プロテスタント	前年度対比
1940	394,298 (1938年:500,842名)	21.3%減 (38年対比)
1945	382,800	2.9%減
1955	1,324,258	345.9%増
1962	736,844	44.4%減
1995	8,760,336	1,189%増
2005	8,616,438	1.6%減

出典) 朝鮮総督府 1999: 845 と姜仁哲 2009b: 199 参照。

ここで、米軍政期及び李承晩政権期のプロテスタントへの優遇政策を記しておく(姜仁哲 2009a: 108-109 と姜仁哲 2009b: 177-179)。

1. 国营放送による宣教活動: KBSの前身であるソウル中央放送局(HLKA)との交渉(45年11月末)の結果、1946年から1954年12月のプロテスタント放送(CBS)の開局時まで宣教活動を行った。最初はプロテスタントのみ毎週放送の機会が与えられたが、後には他宗教も週に2-3回参加した。しかし、回数においては依然として不公平で、5週目や他宗教が放送時間を埋められない場合は、プロテスタントにその機会を回した(許ミョンソプ 2004: 299)。
2. 刑牧制度実施: 1945年12月にプロテスタントである人事行政所長の提案によって実施された。全国18個の刑務所の教務課長職に牧師が任命

された。プロテスタントによる独占であるとの批判に直面し、張勉内閣（1960.8.12-1961.5.16）において無報酬嘱託制に変更された（姜仁哲 1993：110）。

3. アメリカの祝日制定：1945年10月に既存の祝日を廃止し、アメリカの祝日である正月、独立記念日、平和記念日、感謝節、クリスマスなどを公休日に加えた（許ミョンソプ 2004：301）。クリスマスは現在も祝日である。
4. 敵産処理の優遇：一旦米軍政に帰属された敵産を米軍政及び李承晩政権が払下げを行う。この過程において他宗教に比べてプロテスタントに与えた優遇措置は絶大であった。
5. 国家儀礼をプロテスタント式に制定：例として、国旗に対する敬礼方式を従来の手礼又は最敬礼方式より教会の黙礼の方式に変える。
6. 軍宗制度実施：1951年2月よりプロテスタントとカトリックのみ参加する。当時最大宗教である仏教は17年遅れての1968年より参加する。1950年9月「軍宗制度推進委員会」を組織し、32人の聖職者が入隊することになる。実際には陸軍では48年から、海軍では49年から、空軍では52年3月から牧師を招聘し週末礼拝を行った（姜仁哲 1993：110と許ミョンソプ 2004：300）。軍宗制度実施当初は国軍のプロテスタントの比率は5%程度であったが、1956年には15%まで上昇した（ソウル特別市史編纂委員会編 1983：1177と姜敦求 1993：39）。また、20人の牧師による共産軍捕虜への宣教活動により、17万人中約6万が伝道されたという（大韓民国国史編纂委員会編 1988：608）。
7. 警牧制度実施：プロテスタントは1966年より参加するが、仏教は21年遅れての1987年より参加する。
8. 宗教人非課税実施：李承晩政権の時より教会の非課税が実施されたが、明文化されていない。宗教として認められ法人登録ができると、免税を受けることができたと思われる（姜仁哲 2009a：118）。1990年代より非課税撤廃の議論はあったものの、選挙を控えるたびに先延ばしにされたが、2016年に閣議決議され、2018年より実施されている。しかし、牧師自ら申告したものに対する課税であるため、税務調査を受ける義務

はない。

1-4は米軍政期より、5-8は李承晩政権期より実施された。このようなプロテスタントへの優遇政策を踏まえて宗教別の位相をまとめると、以下の通りである。

表4 李承晩政権期の宗教地形の位階的再編

宗教	特権的宗教	プロテスタント	警牧制度、軍宗制度、聖誕節、放送宣教、国家の高位職に持続的につく。
		カトリック	軍宗制度、聖誕節、放送宣教、国家の高位職につく。1952年以降は排除される。
	準特権的宗教	大倅教	開天節、放送宣教、国家の高位職につくが、1951-53年に渡って排除される。
	非特権的宗教	仏教	国家による法的統制と分裂の助長
		儒教	国家による法的統制と分裂の助長
		天道教	国家による中道左派人士（青友党系列） 肅清
		その他の宗教	
非宗教	似非宗教	大多数の新宗教	国家による統制
	迷信	民間信仰	国家による統制（迷信打破運動など）

出典) 姜仁哲 2009a : 118。

つまり、プロテスタントは他のすべての宗教に比べて特権的な優位の位置にあり、国家の高位職にも持続的につくことができた。このことで、プロテスタントに有利な政策を生み出せる構造が作られていたといえる。

次は米軍政期及び李承晩政権期の高位職におけるプロテスタントの比率を表したものである。

米軍政期の中央政府及び各部署の高位職にいくほどプロテスタントの占める割合は大きい。諮問機関及び立法機関も同様である。米軍政期の過渡立法議員 90人中 21人 (23.3%)、李承晩政権の初代立法議員 190人中 38人 (20%)、

表 5 戦後の韓国における韓国人官吏とプロテスタントの対比

時期	期間	職位	人数	プロテスタント	比率	備考
米軍政期	1945.10.5	行政顧問	11	6	55%	3人は牧師
	1946.12	局長	13	7	54%	全員アメリカ留学 ⁽¹⁵⁾
		次長	9	4	44%	いずれも初代
		部長	6	2	33%	同上
		都知事及び高位地方官吏	19	6	32%	同上
	計	58	25	43.6%		
李承晩政権	1948-1960	長官	135	64	47.4%	
		次官	107	28	26.1%	
		計	242	92	38%	

出典) 米軍政期は、陳徳奎 1980 : 40-42、49-50 と姜仁哲 1992 : 135-136。
李承晩政権は、姜仁哲 2009b : 176-177。

表 6 李承晩政権期におけるプロテスタント国会議員

	時期	議員総数	プロテスタント議員数	比率
李承晩政権	1代 (1948.5.31 - 1950.5.30)	208	44	21.2%
	2代 (1950.5.31 - 1954.5.30)	210	54	25.7%
	3代 (1954.5.31 - 1958.5.30)	208	38	18.7%
	4代 (1958.5.31 - 1960.7.28)	239	47	19.7%

出典) 姜仁哲 2009b : 177。再選挙や補欠選挙によって当選された議員も含む。

内 13 人は牧師) とされる (大韓民国国史編纂委員会編 1988 : 605)。1945 年 8 月時点で総人口対比プロテスタントの比率は 0.5% で、1960 年に 5.8% であったのを考えると、米軍政期及び李承晩政権下の各部署の高位官吏職におけるプロテスタントの占める割合はいかに高いのかが見受けられる。つまり、米軍政期において有利な位置にいたプロテスタントでアメリカ留学派を選挙の際にプロテスタント諸派が支持することで、彼らは国家の重要ポストを占めるようになる。今度は彼らがプロテスタントに有利な政策を生み出す。これは逆に言えば、政権側にとってプロテスタントは支持基盤を堅実なもの

にするために利用価値のある組織であったことを意味する。

その代表的な例が朝食祈祷会である。大統領とプロテスタント、国会議員とプロテスタントの交流が制度化されたもので、月1回の集まりを持つ。1965年から始まった国会朝食祈祷会はプロテスタント国会議員の組織である。1966年からは大統領朝食祈祷会、1976年からは国家朝食祈祷会へと名称が変更された。1970年代には中央及び地方政府の各機関長を招待して行うなど拡大されたが、これを主導したのは基督実業人会であったという(姜仁哲 2006a : 386-401)。また、プロテスタントの保守団体の代表として1975年登場した大韓救国宣教団、そしてその傘下にある救国十字軍を挙げられる⁽⁴⁶⁾。

それに超大型大衆伝道が企画された。1973年5月-6月の「Billy Graham 韓国伝道大会」、1974年8月の「EXPLO 74」、1977年8月の「77ゴスペル大聖会」、1980年8月の「世界ゴスペル大聖会」などがそれぞれである(姜仁哲 2009b : 187)。このように1970年代にあらわれた大型プロテスタント教会は、量的拡大・権力志向・政治的偏向の性格を持ち、今日の韓国社会においても様々な問題を内包している。

つまり、戦争末期から政治へ順応してきたプロテスタントは、戦後の「米軍政期には「力ある少数」から李承晩・朴正熙政権期には「力ある多数」となり」(姜仁哲 2006b : 92)、権力密着型の性格をより強化してきたのである。

一方、このような動きとは異なるもう一つのグループが存在する。これは軍事政権下において民衆に対する権力弾圧の過程の中で民衆と出会いその苦難に同苦しもうとした結果生まれた民衆神学がそれである(安炳茂 1993 : 219)。民衆神学は机上の空論からできたものではなく、韓国の政治的な現場の中から形成された歴史的な産物であり神学的な帰結でもある。これらのグループは国家の権威主義に対抗し、民主化運動と共に成長する。教会の社会的責任を自覚したこの系列としては、プロテスタント倫理実践運動連合、公明選挙のためのプロテスタント対策委員会、プロテスタント学問研究会などを挙げられる(姜仁哲 2009b : 188)。

おわりに

戦後の韓国においてリーダーの候補にあった金九（監理教）も呂運亨も李承晩（監理教）もプロテスタントであった。しかし、米軍政は親日派を支持基盤とする李承晩を選んだのである。このことは、プロテスタントにおいては戦争末期の神社参拝者及び戦争協力者を残存させる形で現れた。戦争末期から教会の実権を握るようになった御用化されたリーダーたちは、1945年8月1日に発足された全教派を統合する「日本基督教朝鮮教団」⁽¹⁷⁾を戦後もそのまま維持させて、既得権を維持しようとした。彼らの「将来建国の主導権を握るはずの李承晩博士、金九先生、金奎植博士などもみんなプロテスタントであるため、教会は彼らに建国理念を提供し彼らを積極的に支援すべき義務があると思われる上その義務を遂行するためにも自教派に還元し分散するよりは、各教派の統合体である教団をそのまま存続させて強力な勢力を構成する方がより望ましいと思われる」（金良善 1956：50）との発言からも信仰的な価値を追及するよりは権力の追求に重点をおいていることが見受けられる。

このように、プロテスタントは過去の反省・懺悔⁽¹⁸⁾とは程遠い、権力志向の方へ向かっていったのである。これを可能にしたのは、前後の「反民法」の失敗により歴史清算をすることができなかった事情と深く関わっている。

戦後は新しいリーダーとしてアメリカ留学派が浮上した。プロテスタントは韓国市民社会の中で最も親米的な団体であり、アメリカ留学者を多数含むところでもあった⁽¹⁹⁾（姜仁哲 1993：101-102）。プロテスタント諸派は権力の中心部にいる彼らを選挙の時に積極的に支持する。今度は彼らによってプロテスタントに対する優遇政策が作られる。この構造はプロテスタントの権力密着型をより強化させる要因となった。

言い換えれば、開化期、植民地期には民族受難の歴史とともに常に民衆の側にいたプロテスタントが、神社参拝強要を期に御用化され戦後は政権の庇護のもと量的には目覚ましい成長を遂げるものの、もはや民衆側ではなく権力側・既得権側に身をおくようになったことを意味する。

すなわち、現在のようなプロテスタントの権力密着型の構造、権力志向への変質を可能にする基盤を提供したのが戦後の米軍政期であり、それをさらに拡大させ制度化したのが、その後の李承晩政権、朴正熙政権であったと言える。

<付記>

本研究は、JSPS 科研費 JP26284012（研究代表：中野毅）の助成を受けたものである。

<注>

- (1) プロテスタント倫理実践運動本部が(株) KOREA ENTERPRISE DATA (G & Com リサーチ) に依頼して調査した結果である。2017年1月20-21日の二日間で、満19歳以上の男女1000名を対象に有線電話による電話面接調査を実施した。95%信頼度に標本誤差3.1%ポイント。1回目2008年、2回目2009年、3回目2010年、4回目2013年、5回目2017年に実施した。2017年の調査によると、信頼されている機関として、市民団体29.9%、言論機関10.9%、宗教機関9.7%、大学6.0%、司法部5.5%、政府4.0%などの順で、市民団体が最も信頼されているとの結果となった。また、プロテスタント教会の信頼度を改善させるための最優先課題としては、財政使用の不透明性の改善を、牧師の信頼度を改善させるための最優先課題としては、倫理・道徳性(49.4%)を挙げている(プロテスタント倫理実践運動本部編2017:5-46)。
- (2) 被検者と入監者の宗教別の状況は、天道教2283人/1363人、四天教14人/5人、仏教220人/106人、儒教346人/55人、カトリック55人/53人、その他21人/7人、無宗教9304人/5486人、未詳3907人/1人であった(韓キユム2001:38)。
- (3) イエス教の国旗に対する敬礼、東方遙拝、国歌奉唱、皇国臣民の誓詞の提唱などを実施すること、神社参拝は教育上必要であるが、強制せず実効を収めるよう指導すること、などの具体的な内容が示されている。
- (4) 1937年6月に修養同友会事件が発生する。興士団を前身とするもので、人格修養を目的として結成された団体である。朝鮮総督府は独立運動団体であるとの名目で同会の会員たちを治安維持法違反で検挙した。1933年リーダーである安昌浩(38年3月死亡)をはじめ181人が検挙、49人が起訴、57人が起訴猶予され、41人が送致されたが、日本への戦争協力を約束し、1941年に全員釈放された。当時、平壤、宣川地方のプロテスタントの実権は同友会の会員が握っていたため、その指導部の多くが検挙されたこの事件は、プロテスタントに脅威を与えた。また、1938年2月に起きた興業倶楽部事件は尹致

昊を含むプロテスタントの関係者 54 人が治安維持法違反で検挙されたが、その多くは思想転向を強要され、それを条件に出獄された（韓国学中央研究院、1996、『韓国民族文化大百科』<http://encykorea.aks.ac.kr/>）。1930 年代末から 1945 年までは多くの韓国人リーダーの思想転向、戦争協力が行われた時期であった。

- (5) 2009 年 11 月 8 日発刊された本書は総 3 巻、3000 頁に達するもので、1905 年 - 1945 年の間に日本の植民統治と戦争に協力した 4389 名を収録している。「親日人名辞書」発刊を目的に 2001 年 12 月「新日人名辞書編纂委員会」が発足した。これは刑事的、政治的な処罰を目的とするものではなく、過去の誤りを明かし、被害者の苦痛を少しでも治癒し、責任を究明することで再び被害を起こさないためのものである。親日の意味は「日本帝国主義の国権侵奪と植民支配及び侵略戦争に意識的に協力した人、また、意識的であれ、無意識的であれ、自発的であれ、受動的であれ、我が民族又は民族構成員に身体的・物質的・精神的に直・間接的に相当な被害を与えた行為者」をさす（親日人名辞書編纂委員会 2001 : 7）。
- (6) 抵抗信徒の代表として金教臣を挙げられる。金教臣、咸錫憲、鄭相勳、宋斗用、梁仁性、柳錫東の 6 人は内村鑑三の影響を受けて朝鮮聖書研究会を組織し、1927 年 7 月より「聖書朝鮮」を発刊する。同誌は 300 部数を超えない規模であったが、李昇薫、張起呂、柳達永などにも影響を与えたとされる。1930 年 6 月号からはほぼ金教臣一人で執筆を続けたが、1942 年 3 月に廃刊される。158 号の巻頭言の「吊蛙」の内容が民族蘇生を意味するとの理由であった。関係者 18 人が 1 年間投獄され、固定読者の家も搜索された。第 11 回ベルリンオリンピックのマラソン競技で金メダルを取った孫基禎は彼の弟子である（韓国学中央研究院、1996、『韓国民族文化大百科』<http://encykorea.aks.ac.kr/>）。
- (7) 日本の政務総監より日本人保護を条件に治安維持権を引き継いだ呂運亨は、1945 年 8 月 17 日に結成された中道左派の性格を持つ同会の中心者となり、9 月 6 日には「朝鮮人民共和国」へ発展させた（金ドヒョン 2004 : 372）。戦後直後には最も社会的な掌握力を持っていたが、米ソの対立が先鋭化する 1947 年に呂運亨の暗殺により同会は解体される。
- (8) 1948 年 9 月 22 日に制定された「反民族行為処罰法」においては、附日協力者、民族反逆者、謀利奸商輩の区分を無くし、すべてを包括して反民族行為とみなす。
- (9) 1947 年 6 月構成された過渡政府において、反民族行為者の公民権を制限するため、同年 7 月に「民族反逆者、附日協力者、謀利奸商輩に関する特別法」を制定（全文 4 章 12 条）したものの、米軍政の反対にあい公布されなかった（呉翊煥 2004 : 128）。
- (10) 朱基徹牧師を含む 50 数人が殉教されたという（李ホウ / 金デヨン 2010 : 242）。朱基徹牧師（1897-1944 年）は神社参拝反対で投獄されたが、平壤老会

は1939年12月19日に臨時老会を開き「神社参拝に反対する牧師、長老を罷免及び停職させた」ため、彼は獄中で罷免されたまま、1944年4月21日49歳で殉教する（李サンギョ 1997：197）。

- (11) 1938年27回長老教会の総会の際に副会長を歴任し、「日本基督教朝鮮教団」の慶南教区長を務めた。
- (12) 金南植は「悔悟のない教会組織の維持運動は信仰の原理から離脱するものであり、本来の教会のあり方を傷つける要因となった」（金南植 2003：343）とも指摘している。
- (13) プロテスタントは徹底的な反共主義を掲げるが、これは北から南下してきたキリスト教徒の受容も原因の一つである。北朝鮮からの南下者は1960-70年には約70万人未満で総人口の2.1-2.5%に当たる（ゾヒョン/朴ミョンソン 1985：148）。北からの南下者は階級的及び宗教的な理由で北朝鮮の共産主義者たちと激しく対決した体験を持っている。南下したプロテスタントとカトリック教徒の受容はイエス教長老会、監理教、カトリックの順に多い（姜仁哲 1993：91）。特に長老会の青年会、学生団体は激しい反共運動を行う。
- (14) 1945-1955年の間にカトリックは74.4%、元仏教は49.6%、仏教は3.9%増加した。（姜仁哲 2009b：199）。
- (15) 戦前と戦後直後のアメリカ留学者の大多数はプロテスタントのケースが多かった。その理由は、近代韓国において宗教活動を表にすることが困難であった宣教師たちが、科学と教育に力を入れていた事情とも関係する。韓国知識人は近代学校の教育を受ける中でプロテスタントに接し、その後は宣教師の援助でアメリカに留学するケースが少なくなかった。
- (16) のちに救国奉仕団、新しい心奉仕団へ変更される同団体は総裁を崔太敏が、名誉総裁を朴権恵が務める。財閥や朴政権をバックグラウンドに、70万人の会員をもつ同団体は朴政権の強力な支持団体へ成長する（李ウネ「崔太敏の大韓救国宣教団、主流教団牧師多数参加」『Newsnjoy』2016年10月27日）。
- (17) 1946年6月長老会の南部総会が組織されると「朝鮮教団」は解散された。
- (18) プロテスタント長老会の代表的な人物として韓景職牧師（1902-2000年）を挙げられる。1945年永楽教会の牧師に、1947年8月に同教会の「朝鮮以北信徒代表会」発足時の会長に、1950年6月26日は超教派的な組織である「大韓プロテスタント救済会」結成時の会長に、同年7月3日「大韓プロテスタント救国会」発足時の会長に、54年崇実大学の学長に、55年大韓イエス教長老会の総会長に選ばれる。1992年6月18日ソウルでThe Templeton Prize授賞式の祝賀礼拝の挨拶の際、「まず罪人であることを告白します。私は神社参拝をしました」と良心的な告白を行った（金スジン 2000：139）。すでに戦後50年近くが経ってからのことである。
- (19) 戦前、朝鮮に来た宣教師1530人中1009人（65.9%）がアメリカ人であった（姜仁哲 2006b：71-72）。

<参考文献>

<韓国語文献> (原典はハングルであるが、日本語表記にしてある)

- 姜敦求, 1993, 「米軍政の宗教政策」『宗教学研究』12, ソウル大学宗教学研究会: 15-42。
- 姜仁哲, 1992, 「開放後の韓国プロテスタント教会と国家, 市民社会 (1945-1960)」『現代韓国の宗教と社会』(韓国社会史研究会論文集) 35, 文学と知性社: 98-141。
- , 1993, 「韓国社会と南下キリスト教徒: 極右反共体制下の教会活動と反共闘争」『歴批評』21, 韓国社会学会: 73-130。
- , 2006a, 『韓国のプロテスタントと反共主義』中心。
- , 2006b, 「解放後4・19までのプロテスタント教会と過去の清算問題 - 議題設定のための時論」『プロテスタントと歴史』24, プロテスタント歴史研究所: 67-98。
- , 2009a, 「大韓民国の初代政府におけるプロテスタント的な性格」『プロテスタントと歴史』30, プロテスタント歴史研究所: 91-122。
- , 2009b, 「解放後の韓国におけるプロテスタントの政治参加: 歴史と評価」『韓国教授仏者連合学会誌』15(2), 韓国教授仏者連合学会: 165-207。
- 建國準備委員会編, 1964, 『大韓民国政党史』中央選挙管理委員会。
- 国史編纂委員会編, 1970, 『資料大韓民国史』1, 国史編纂委員会。
- プロテスタント倫理実践運動本部編, 2017, 『2017年プロテスタント教会の社会的信頼度の世論調査結果基礎報告書』プロテスタント倫理実践運動本部。
- 金南植, 2003, 「神社参拝受難後のプロテスタント教会再建の様態に関する研究」『神学指南』70(2), 神学指南社: 325-367。
- 金ドヒョン, 2004, 「李承晩路線の再検討 - 民族統一史観の立地より」床建鎬外『解放前後史の認識』1, 一道社, 360-392。
- 金良善, 1956, 『韓国のプロテスタント解放十年史』大韓イエス教長老会総会宗教教育部。
- 金スジン, 2000, 『美しい素手韓景職』ホンソン社。
- 金ステ, 2006, 「日帝末期におけるプロテスタントの変質・改変と附日協力」『プロテスタントと歴史』24, プロテスタント歴史研究所: 5-62。
- 大韓民国国史編纂委員会編, 1988, 『大韓民国史』探求堂。
- 三均学会, 1979, 『素昂先生文集』上, 松明社。
- ソウル特別市史編纂委員会編, 1983, 『ソウル六百年史』第5巻, ソウル特別市。
- 床建鎬, 2004, 「解放の民族史的な認識」床建鎬外『解放前後史の認識』1, 一道社, 19-44。
- 沈グンシク, 1993, 『プロテスタント教会の人物 25 人略史』ヤムン出版社。

- 安炳茂, 1993, 『民衆と聖書』 一道社。
- 呉翊煥, 2004, 「反民特委の活動と和解」 床建鎬外『解放前後史の認識』 1, 一道社, 127-217。
- 李ガンズ, 2003, 『反民特委の研究』 ナナム出版。
- , 2004, 「親日派清算・反民特委と白凡」『韓国史学報』 18, 高麗史学会: 177-200。
- 李庸昌, 2005, 「日帝の植民残材と新日問題」『国学研究』 7, 韓国国学振興院: 297-326。
- 李サンギユ, 1997, 「朱基徹牧師の神社参拝反対と抵抗」『プロテスタント思想研究』 4, 高神大学プロテスタント思想研究所: 197-232。
- 李ホウ/金デヨン, 2010, 「教会再建運動と再建教会の形成に関する研究」『歴史神学論叢』 20, 韓国福音主義歴史神学会: 235-267。
- ゾヒョン/朴ミョンソン, 1985, 「北朝鮮出身南下人の定着過程を通して見た南北間の社会構造の比較」ピョンヒョンユン外『分断時代と韓国社会』 カササギ, 145-168。
- 陳徳奎, 1980, 「米軍政の政治史的認識」 床建鎬外『解放前後史の認識』 一道社, 33-63。
- 親日人名辞書編纂委員会, 2001, 『親日人名辞書編纂委員会第一次国民公聴会資料集』 民族問題研究所。
- 崔トクソン, 2006, 『プロテスタント教会の親日派伝統』 知識産業社。
- 韓国学中央研究院, 1996, 『韓国民族文化大百科』 <http://encykorea.aks.ac.kr/>
- 韓キユム, 2001, 「近現代における韓国人の生活の質と宗教文化」『宗教文化研究』 3, 韓神大学宗教と文化研究所: 5-60。
- 許ミョンソプ, 2004, 「米軍政の宗教政策とプロテスタント教会」『プロテスタント教会史学会誌』 15, プロテスタント教会史学会: 283-307。
- 許ゾン, 2003, 『反民特委の組織と活動－親日派の清算その挫折の歴史』 善仁。

<新聞>

- 『基督教報』 1938年4月19日。
- 『基督教報』 1938年5月10日。
- 『基督教報』 1938年6月7日。
- 『京郷新聞』 1948年8月7日。
- 『ソウル新聞』 1949年2月2日。
- 『朝鮮中央日報』 1949年7月8日。
- 『毎日新報』 1938年6月9日。
- 『Newsnjoy』 2016年10月27日。

<史料集>

- 韓国教会史文献研究院, 2009, 『長老会報』 1, 韓国教会史文献研究院。
基督教朝鮮監理会総理院, 1984, 『監理会報』 基督教大韓監理会宣教局。
朝鮮総督府警務局, 1938, 『最近に於ける朝鮮治安状況』 巖南堂書店。
朝鮮総督府編, 1999, 『増補朝鮮総督府三十年史』 3, クレス出版。
朝鮮イエス教長老会総会編, 1938, 『第 27 回会議録』 朝鮮イエス教長老会総会。
—————, 1940, 『第 29 回会議録』 朝鮮イエス教長老会総会。
—————, 1941, 『第 30 回会議録』 朝鮮イエス教長老会総会。
—————, 1942, 『第 31 回会議録』 朝鮮イエス教長老会総会。